

2025 年 9 月 26 日

各位

会 社 名 サンネクスタグループ株式会社
 代表者名 代 表 取 締 役 社 長 高 木 章
 (コード番号 8945 東証スタンダード)
 問合せ先 執行役員総務グループ長 田中 俊治
 (TEL. 03 - 5229 - 8839)

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会決議により、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬として新株式発行を行うこと（以下「本新株式発行」という）を決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 発行の概要

(1) 払 込 期 日	2025 年 10 月 24 日
(2) 発行する株式の種類 及 び 数	当社普通株式 14,100 株
(3) 発 行 価 額	1 株につき 1,040 円
(4) 発 行 総 額	14,664,000 円
(5) 募集又は割当方法	特定譲渡制限付株式を割り当てる方法
(6) 出 資 の 履 行 方 法	金銭報酬債権の現物出資による。
(7) 割り当ての対象者及び その人数並びに割り 当てる株式の数	当社取締役（※）3 名 5,100 株 ※うち、社外取締役 2 名 600 株を含み、監査等委員である取締役を除きます。 当社執行役員 6 名 8,500 株 当社子会社取締役 1 名 500 株

2. 発行の目的及び理由

当社は2016年 8 月19日開催の取締役会において、当社取締役に当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役を対象とした、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という）を導入することを決議いたしました。また、2020年 9 月25日開催の第22期定時株主総会において、監査等委員会設置会社へ移行後の役員報酬制度の見直しの一環として、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対して、譲渡制限付株式の付与のために、年額 1 億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません）の金銭報酬債権を支給することについて、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要】

譲渡制限付株式として当社の普通株式の割り当てを受けた当社取締役（監査等委員である取締役を除く）並びに当社執行役員及び当社子会社取締役（以下「対象役員」という）は、払込期日から 2028 年 10 月 1 日までの間、当該株式について第三者への譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をす

ることができないものとします。また、当社は対象役員との間で、下記3に概要を記載した譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。

なお、本制度により対象役員に割り当てる譲渡制限付株式としての当社の普通株式は、1年間の勤務継続に対する報酬の一部として、既存の報酬制度の1つである役員賞与の支給水準等を考慮し、今回は14,100株（金銭報酬債権合計14,664,000円）を付与するものです。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

対象役員とは、個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

①譲渡制限期間

譲渡制限付株式の割り当てを受けた対象役員は、払込期日から2028年10月1日までの間、割り当てを受けた譲渡制限付株式について譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができません。

②譲渡制限の解除条件

譲渡制限付株式の割り当てを受けた対象役員が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員、使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該対象役員が保有する譲渡制限付株式の全部につき、譲渡制限を解除します。

ただし、当該対象役員が、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員、使用人のいずれの地位から、正当な理由により退任・退職等した場合は、払込期日を含む月から当該退任・退職等の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする）に、当該退任・退職等の時点で当該対象役員が保有する譲渡制限付株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする）の譲渡制限付株式について、当該退任・退職等の直後の時点又は本払込期日の属する事業年度経過後3カ月を超える日のいずれか遅い日に譲渡制限を解除します。

③無償取得事由

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されていない譲渡制限付株式について、当該時点の直後の時点をもって、当該株式を当然に無償で取得します。

④株式の管理

譲渡制限付株式の割り当てを受ける対象役員は、当社が予め指定する金融商品取引業者に、当社が指定する方法により、当該株式を記載又は記録する口座を開設し、本譲渡制限期間中、当該株式を当該口座に保管・維持するものといたします。

⑤組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、払込期日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする）に、当該承認日において対象役員が保有する譲渡制限付株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする）の譲渡制限付株式について、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除します。

ただし、上記の定めにかかわらず、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時点が、2028年10月1日の到来時点よりも前である場合、当該時点において保有する本割当株式の全部を、当然に無償で

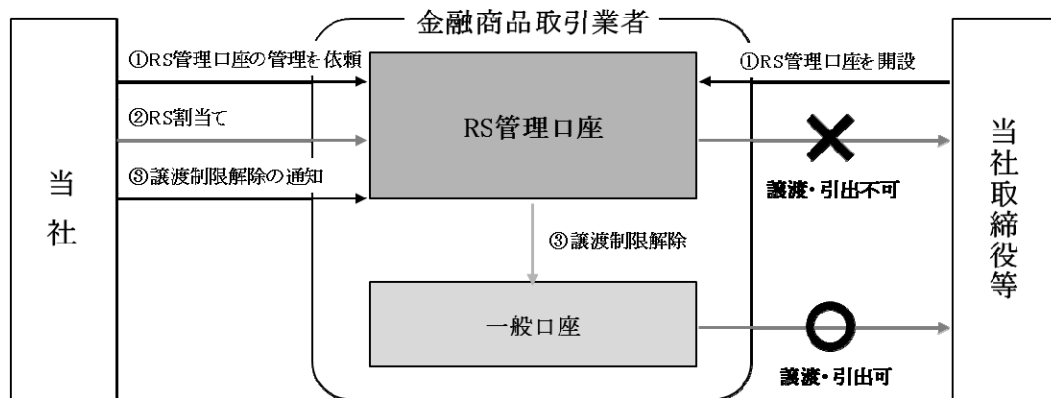
取得します。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行は、本制度に基づき対象役員に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。発行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年9月25日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,040円としております。

これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

（ご参考）【本制度における譲渡制限株式（RS）の管理フロー】



※譲渡制限が解除されなかったRSは、当社が無償で取得します。

以 上